

# 記入例 (個人の場合)

令和 ● 年 ● 月 ● 日

福島市保健所長

- ◆修正液や修正テープは使用しないでください。
- ◆間違えたときは、二重線で消して正しい文字を記入してください。

整理番号：  
※届出者による記載は不要です。

## 営業届

公開に同意しない  
場合はチェックする。

食品衛生法第57条第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

- ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
- 届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 )

届出者情報	郵便番号：960-●●●●	電話番号：●●●-●●●●-●●●●	FAX番号：●●●-●●●●-●●●●
	電子メールアドレス：●●●@●●●.●●		法人番号：
	住所 ※法人にあつては、所在地 <b>福島市森合町○○○○○</b>		
	(ふりがな) <b>ふくしま たろう</b>	(生年月日)	
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名届出者 <b>福島 太郎</b>		平成(昭和)●●年 ●月●●日生	
営業施設情報	郵便番号：960-●●●●	電話番号：024-●●●●-●●●●	FAX番号：024-●●●●-●●●●
	電子メールアドレス：●●●@●●●.●●		
	施設の所在地 <b>福島市鎌田字○○○○○</b>		◆食品衛生責任者に該当する資格に○をする。 「調」：調理師 「製」：製菓衛生師 「栄」：栄養士 など ◆養成講習会を受講した場合は、 受講した講習会の名称と受講年月日を記載する。
	(ふりがな) <b>ももりんしょうてん</b>		
	施設の名称、屋号又は商号 <b>ももりん商店</b>		
	(ふりがな) <b>ふくしま じろう</b>	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 <b>福島 次郎</b>	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む) 講習会名称 <b>福島市 養成講習会</b> 令和●年 ●月●●日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 <b>野菜、果物</b>		自由記載
自動販売機の型番		主に加工・製造・貯蔵・販売する食品を記載する。	
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input checked="" type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1	<b>野菜果物販売業</b>	
	2		次のページを参考に 代表的な営業の形態を記載する。
3			
担当者	(ふりがな) <b>ふくしま さぶろう</b>	電話番号	
	担当者氏名 <b>福島 三郎</b>	届出内容に関する担当者と電話番号を記載する。 090-●●●●-●●●●	

## 営業の形態(届出業種)

法改正前に 許可業種 だった営業	1	<b>魚介類販売業</b> （包装済みの魚介類のみの販売）
	2	<b>食肉販売業</b> （包装済みの食肉のみの販売）
	3	<b>乳類販売業</b>
	4	<b>冰雪販売業</b>
	5	<b>コップ式自動販売機</b> （自動洗浄・屋内設置）
販売業	6	<b>弁当販売業</b>
	7	<b>野菜果物販売業</b>
	8	<b>米穀類販売業</b>
	9	<b>通信販売・訪問販売による販売業</b>
	10	<b>コンビニエンスストア</b>
	11	<b>百貨店、総合スーパー</b>
	12	<b>自動販売機による販売業</b> （5コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）
13	<b>その他の食料・飲料販売業</b>	
製造・加工業	14	<b>添加物製造・加工業</b> （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
	15	<b>いわゆる健康食品の製造・加工業</b>
	16	<b>コーヒー製造・加工業</b> （飲料の製造を除く。）
	17	<b>農産保存食料品製造・加工業</b>
	18	<b>調味料製造・加工業</b>
	19	<b>糖類製造・加工業</b>
	20	<b>精穀・製粉業</b>
	21	<b>製茶業</b>
	22	<b>海藻製造・加工業</b>
	23	<b>卵選別包装業</b>
	24	<b>その他の食料品製造・加工業</b>
上記以外	25	<b>行商</b>
	26	<b>集団給食施設</b>
	27	<b>器具、容器包装の製造・加工業</b> （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
	28	<b>露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの</b>
	29	<b>その他</b>